平成 30 年度

 指宿市家庭教育学級

開設実施要領

##

## 指宿市教育委員会社会教育課

平成３０年度指宿市「家庭教育学級」開設要領

**１．家庭教育学級の開設にあたって**

子どもは，日常の生活の中で，基本的生活習慣や生活の知恵を身に付け，家庭内の役割分担をとおして，責任感や家族の支え合いの必要性を学びます。家庭は，子どもの社会性の基礎を育み，豊かな人間関係を教える場であり，親が子どもに行う諸々の教育が「家庭教育」です。しかし，家庭教育は家庭だけでできるものではなく，子どもを育てている親が集まり，家庭生活を通じて子どもをどのように育てていけばよいか，集団で学習活動を進めていくことも大切です。家庭での子どもの養育や教育について，必要な知識や接し方を学習する機会が「家庭教育学級」です。家庭教育学級では，子どもの育て方やしつけなど，教育上の諸問題について率直に悩みを語り合い，講師の話しを聞き，指導を受けながら，課題解決に向けて学習を進めていきます。

**２．家庭教育学級のねらい**

(1)乳幼児期，小学生期，中学生期における心身の発達特性を知り，発達段階に応じた家庭教育のあり方を学習することによって親の役割を自覚させ，家庭における教育機能の向上を図る。

(2)生涯学習の観点に立ち，親が一人の人間として自分らしい生き方を探っていくため，幅広い分野の学習をとおして家庭生活環境の充実を図る。（趣味・教養）

(3)子どもの養育やしつけ，健康等について悩みや課題を語り合い，親同士(学級生）の交流親睦を深めつつ，地域の中心的存在となって地域社会の教育力を高める。（サロン的に）

**３．主な学習内容**

(１)家庭教育の意義，重要性をよく理解し，親としての心構え，主体性を確立するための学習

(２)親の家庭観を確立し，家庭生活の中で子どもの人間的成長が効果的に図られるための学習

(３)子どもの心理や考え方等発達段階の理解と，子どもの成長に応じた家庭教育の学習

(4)子どもの健康や安全に関する学習

(5)子どもたちの暴力やいじめ，登校拒否（不登校），人権問題と家庭教育についての学習

(6)家庭外での活動（地域活動等）と親の援助など幅広い豊かな家庭教育を行うための学習

(7)子どもを取り巻く社会環境的問題と，それらを解決するための諸々の問題点について理解を深め，協力・連携を図っていくための学習

(8)その他一般教養を高めるための学習

４　研修視察

５　人権教育

 ・人権同和教育

・いのちの授業，学びのひろば講座

・男女共同参画社会

・障害者への理解と交流学習

・映画，ビデオフォーラム

６　親子体験活動

・野外観察，職業教育

・実習，実技，レクレーション等

１　家庭教育の意義と親の役割

２　少年期の心身の発達

・子どもの個性をのばす家庭環境

・子どもの性と家庭教育

・健康と食育

３　基本的生活習慣のしつけ

・規則正しい生活と健康

・読書活動推進

・ボランティア活動

・家庭，学校，地域の連携と役割

**【学習内容の提案】**

７　自然保護と環境問題

・郷土学習（博物館見学）

・環境教育

８　国際理解教育

・ＡＬＴとの交流・国際理解

**４．家庭教育学級主事の任務**

(1)家庭教育学級主事会に出席し，家庭教育学級の趣旨，運営，事務手続き等についての理解を深める。

(2)家庭教育学級生の募集要項を作成，配布して，学級生を募集する。

(3)学級生に学習開催日，日程等の連絡通知をする。

(4)年間学習計画の作成，学級長をはじめとする学級の組織づくりの世話をする。

(5)出席簿，学級日誌（記録簿）を作成する。

(6)講師に依頼する場合は，所属長と相談のうえ決定する。

(7)家庭教育学級開設届（４月）を提出。

委託契約書(２部)，運営計画書，学習計画書，請求書を作成し社会教育課へ提出する。

　　**⇒　提出期限：平成30年６月１日（金）**

(8)完了届を作成し，年度末に社会教育課へ提出する。

(9)講師料及び消耗品等は支払いを確実に行い，領収証等の整理・保管をする。 （５年保存）

(10)経理管理については，経費の支出については，複数の者が審査したうえで支出するなど，適切な執

　　行に努めるとともに，監査機関を定め，始業終了後に監査を受けること。

(11)必修科目については学習記録を取り，保管する。（提出を求められる場合があります。）

**５．学級運営について**

(1)学級生の募集は５月中に行う。募集人数は原則として１５名以上とする。

(2)開講式（第１回学級）は６月上旬，閉講式は２月下旬を目途に行う。

(3)年間学習回数は３回以上とし，１回の時間は２時間程度とする。

(4)学習課題については必要課題と要求課題とのバランスを取る。

(5)出席率向上のための対策を工夫する。

**６．委託料について（学級の運営補助）**

　指宿市と各家庭教育学級は委託契約を結び，指定口座へ振り込むものとする。

**(1) 小中学校　家庭教育学級への委託料　　30,000円**

(内訳：18,000円〔学級運営費〕，10,000円〔主事報酬費〕，2,000円〔旅費相当額〕)

※選択講座の「いのちの授業」を選択した場合は20,000円増となります。（「いのちの授業」は小中学校のみ）

**(2) 保育園，認定子ども園，幼稚園への委託料　30,000円**

(内訳：18,000円〔学級運営費〕，10,000円〔主事報酬費〕2,000円〔旅費相当額〕)

委託料の使途は，①学級運営費（18,000円）：報償費，消耗品費，会場費，通信費，交通費など学級の開設及び運営に要する経費とする。②主事報酬費（10,000円）・旅費相当額（2,000円）：家庭教育学級主事の報酬及び主事会への出席負担金とする。

**７．講話等について**

(1)講師は，所属長によく相談して決定する。

(2)講師謝金の支払いについては，講話終了後すみやかに支払い，領収書を徴する。

**８．年間計画**

**必修学習（３回以上）**

**その他学習（何回でも！）**

①学習内容は自由

②実施時期は必修学習とのバランスや学級生の都合を確認し，うまく調整する

③施設見学や親子体験，調理実習などもOK

①学習項目一覧よりテーマを３つ選ぶ

②実施予定時期を決める

③講演会学習会かワークショップか予定を

立てる

④講師選定

③講師依頼

開設届提出（４月）

第１回家庭教育学級主事会（５月）っつじゅ

運営計画書と学習計画書を提出（６月）

契約締結（委託料振込）（６月～７月）

学級運営（６月～）

完了届を提出（３月）

 **開設と学級生募集について**

契約書類

の作成について

①

運営計画書

（印は

2

か所）

②

学習計画

(

案

)

③

委託契約書（収入印紙有り）

（

印

3

か所

）

④

委託契約書（収入印紙無し）

（

印

2

か所

）

⑤

学級生名簿

⑥

請求書

（印

2

か所）

関係書類の様式は別冊：各種様式記入例をご覧ください。



/

5

1

5

までに提出

**園長・学校長・ＰＴＡ会長・事務局・関係教職員へ開設についての連絡をしましょう！**

新年度も継続して家庭教育学級を開設する場合も，今年度から新設する場合も園長先生や学校長，先生たちのアドバイスや協力がとても重要です。

 また，ＰＴＡとの連携もよりよい学習会を実施する上で大切です。まずは今年度，家庭教育学級を開設

したいという旨を連絡し，ご協力いただけるようお願いをしましょう。

#### **学級生を募集しましょう！**

まずは家庭教育学級を知ってもらうことがポイントです！

募集チラシ作成や配布のタイミング，開設後のＰＲ継続方法など，工夫次第で多くの学級生が集まります！

具体的には･･･

・昨年度の活動の様子の紹介や，写真，学級生からのメッセージ等を載せる。

・イラストなどを入れるなど親しみやすく・わかりやすい文章を心がけ作成する。

・入園・入学説明会，参観日や懇談会，新学期に学級生募集するのが効果的♪

・園や学校の掲示板にＰＲポスター掲示をお願いする。

などの工夫があります。

 印刷・配布する前には必ず担当の先生に原稿チェックをしてもらいましょう！

#### **学級内で役割分担や１年間の計画をたてましょう！**

家庭教育学級は，学級生自身が運営に参加し，その活動を通して自主性を伸ばしていきます。

中心となるリーダー（学級長）をはじめ，学級内で役割分担をすることで，学級生全員で協力しながら進めていくことができます。肩書や人数に決まりはありません。

例えば…

●学級長…学級の代表，教育委員会や園・学校や他の家庭教育学級との窓口

●副学級長…学級長のサポート役，学級内をまとめたり，活動の段取り調整など

●会計…収入や支出の管理（領収書などの管理や出納簿をつける）

●記録…各学習会の報告書作成や次年度のための記録をつける（各回で担当を決めてもＯＫ）

●司会…各学習会での司会（こちらも，各回で司会を決めてもいいですね）

計画書の様式は別冊：各種様式記入例をご覧ください。

**契約書類の作成について**

６月１日（金）

までに提出

①運営計画書（印は２ヶ所）

②学習計画書

③委託契約書（収入印紙（200円）有り）。

④委託契約書（収入印紙無し）

⑤請求書



書ｈｈｈｈ

ｇｇｇｇ

**関係書類の様式は別冊：各種様式記入例をご覧ください。**

契約書類を作成する時にはいくつか注意点があります。

★提出書類は全て家庭教育学級に使用している口座の代表者又は会長の印を押印してください。

★請求書は，請求者と振込口座の名義が違う場合は，請求者の印を２箇所押印してください。

★契約書類は，鉛筆や修正液等の使用をしないでください。

　**・収入印紙（200円）をご準備ください。**

★提出期限：平成30年６月１日（金）まで

★提出場所　指宿市教育委員会社会教育課　家庭教育学級担当　吉原

　　　　　　〒891-0404　指宿市東方9300番地１（ふれあいプラザなのはな館内）

　　　　　　TEL：0993-23-1023 FAX:0993-23-1024

**必修学習について**

#### 「必修学習（家庭教育に関する学習）」の実施

指宿市と契約するにあたり，家庭教育に関する学習を実施することが，家庭教育学級を開設する要件となっています。

この学習は，子どもたちの健やかな成長を願い，子どものしつけ，子どもとの接し方，子どもの心や体の理解，子どもの権利の理解，親の役割など家庭教育に関することについて学習し，家庭における教育力の向上を図ることが目的となります。

各家庭教育学級では，指宿市と契約した回数（３回以上）を契約期間内に実施していただくこととなりますので，別紙の「家庭教育学級【選択番号・学習項目】一覧」から学習を選択し，【講演会学習会】か【ワークショップ】で実施してください。

選択学習【選択番号・学習項目】一覧

**※人権に関する講座（１－４）を，必ず１講座実施してださい。**

### 選択学習【選択番号・学習項目】一覧（1－1～3は，小・中学校のみ）

１．いのちの授業（1－1～3は，小学校・中学校のみ選択可）

|  |  |
| --- | --- |
| 選択番号  | 学 習 項 目  |
| １-1  | 男女共同参画学びのひろば講座**小学校・中学校のみ選択可** |
| １-2  | がん患者が伝えるいのちの授業（小学校高学年以上） |
| １-3  | 助産師が行ういのちの出前講座 |
|  **１-４** | **その他　人権に関する講座（必ず１講座実施してください）** |

### 必修学習【選択番号・学習項目】一覧

２．親の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 選択番号  | 学 習 項 目  |
| 2-1  | コミュニケーションの重要性について学ぶ  |
| 2-2  | 子どもの健やかな成長について学ぶ  |
| 2-3  | 子育ての悩み不安などについて学ぶ  |
| 2-4  | 家庭における勉強やお手伝いへの取り組み方などを学ぶ  |
| 2-5  | 子どもの進路，将来について学ぶ  |
| 2-6  | 学校などにおける子どもの生活態度から家庭ですべきことを学ぶ  |

３．子どものしつけ

|  |  |
| --- | --- |
| 選択番号  | 学 習 項 目  |
| 3-1  | 家庭における子どもの生活リズムについて学ぶ  |
| 3-2  | 子どもの外遊びや体験活動の重要性について学ぶ  |
| 3-3  | ほめ方，叱り方などしつけについて学ぶ  |
| 3-4  | 家庭における約束事やルールについて学ぶ  |
| 3-5  | おこづかいの与え方について学ぶ  |
| 3-6  | 家庭・学校における子どもの安全について学ぶ  |
| 3-7  | 携帯電話やインターネット等情報機器の利便性や危険性について学ぶ  |

４．子どもの心や体の理解

|  |  |
| --- | --- |
| 選択番号  | 学 習 項 目  |
| 4-1  | 思春期について学ぶ（仲間・友達つきあい，性，子どもの心の病など）  |
| 4-2  | 子どもの表現から子どもの心理を理解する  |
| 4-3  | 子どもの心と体の発達について学ぶ  |
| 4-4  | 思いやりの心をはぐくむため必要なことを学ぶ  |
| 4-5  | 子どもの非行（万引き，酒・たばこ，薬物など）について学ぶ  |
| 4-6  | 子育てコーチングについて学ぶ  |
| 4-7  | 子どもの夢・希望への関わり方など学ぶ  |

５．その他

|  |  |
| --- | --- |
| 選択番号  | 学 習 項 目  |
| 5-1  | 子どもの持つ権利をどう正しく教えるかについて学ぶ  |
| 5-2  | 特別支援教育や障がいについて学ぶ  |
| 5-3  | 命の大切さについて学ぶ  |
| 5-4  | 子どもの体に必要な栄養素や規則正しい食生活について学ぶ  |
| 5-5  | 読書の大切さについて学ぶ  |
| 5-6  | 家庭教育手帳等を参考にした意見交流等により学びを共有する  |

### 必修学習を計画・実施する際の３つのお願い

###  **その１：「必修学習」は子育てに“直結”する内容で企画を！！**

家庭教育学級事業とは，子どもたちの健やかな成長を願い，子どものしつけ，子どもとの接し方，子どもの心や体の理解などについて学び，家庭での教育力向上を目的として実施しています。

間接的に子育てにつながる話（介護・家事・夫婦問題など）や，親のためのスキルアップ，学級生同士の親睦を深める事がメインの活動は，「その他活動」で実施してください。

### **その２：体験的要素がある学習会は，開催方法や内容の工夫を！！**

必修学習の形式は「講演会学習会」か「ワークショップ」のみとさせていただいています。

例えば『食育』についての学習会を企画したが，実際は調理・試食のみで終わったり，『防災』についての学習会を企画したが，実際は防災センターで地震や火災の体験をして帰ってきた・・・など，必修学習としての目的から少しずれてしまうことがあるからです。

しかしながら，体験的要素（実習）を加えることで，必修学習の講演会やワークショップがよりわかりやすく，有意義な活動となる場合は（例えば、子どもの安全、栄養素について等）体験して終わりではなく，講師の話や実習から学んだことを，子どもの成長や生活にどう活かすかを学級生同士でしっかり話し合う場をつくりましょう。

### **その３：必修学習の計画を変更する場合は「早めに」「事前に」連絡を！！**

学習計画書を提出し，契約した後に学習内容を変更する場合は，事前に教育委員会までご連絡ください。事前に連絡がないまま実施してしまうと，後からその内容が必修学習として認められなく，再度，学習会を企画し実施しなければならない・・・ということにもなりかねますので，事前にご連絡願います。



####  講師へ依頼する時のポイント

家庭教育学級の「活動目的」や、今回お話していただきたい「テーマ」や「ねらい」を講師にしっかり伝えましょう。

確認ポイント！

□希望日時・場所，講演内容と講演時間

□謝礼金

□講師の連絡先・肩書きや紹介文（チラシ作成時や当日の司会原稿のために必要です。）

□当日必要な備品（ホワイトボードやマイク，イスや机，パソコンなど）

□資料の有無（印刷枚数や学級生の参加人数など）

□録音や撮影が必要な場合の許可

□当日の交通手段（車の場合は，駐車場等の確保や園・学校への許可などが必要）

□事前打合せの有無

□こちらの連絡先と担当者名

#### 完了届の作成と提出

年度末には完了届の提出が必要です。３月上旬に提出してください。

注意ポイント！

□ 鉛筆書きになっていませんか？ボールペンまたはサインペンで書いてください。

□ 修正液は使っていませんか？（使った場合は，一度原稿をコピーしてからご提出ください）

□ 完了届を学級長に確認してもらいましたか？

一度目を通してもらってからご提出ください。

□ 契約当初に提出した『運営計画書』や『契約書』の控えなどを確認しましたか？契約者の名義や

印鑑が契約書等と同じになっているかしっかり確認してください。

□ 委託料の支出金額が出納簿と合っていますか？

※出収簿はしっかり整理しておいてください。

□ 支出合計金額は正しいですか？

####  園長・学校長・ＰＴＡ会長・事務局・関係教職員へ活動終了の挨拶

家庭教育学級の１年間の活動内容を園長，学校長，ＰＴＡ会長や事務局，教職員へ報告し，講演会講師や会場提供を始め，印刷やプリント配布等の事務をサポートしてくださったお礼も兼ねて最後に挨拶を忘れずにしましょう。

####  来年度の活動にむけて

今年度の活動を振り返り，学級生の意見や他の家庭教育学級の活動などを参考に来年度の大まかな計画を立てておくと，次年度へのイメージがわき，引継ぎもスムーズになります。

 　学級生からの声や活動の様子，次年度の活動計画などを学級生以外にも伝えることで，新たに学級生が増えたり，近隣の幼稚園や学校，地域と一緒に活動する機会や幅が広がります。